

宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場
及び宮崎県総合運動公園有料公園施設
指 定 管 理 者 募 集 要 領

令和6年7月

宮崎県教育委員会

《 目 次 》

1	指定管理者制度について	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う管理の基準	4
4	指定管理者が行う業務の範囲	6
5	指定期間	6
6	経理に関する事項	6
7	募集に関する事項	8
8	申請に関する事項	9
9	指定管理候補者の選定に関する事項	11
10	指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項	13
11	リスク管理、責任分担に関する事項	14
12	業務の引継に関する事項	14
13	管理運営状況の把握等に関する事項	15
14	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	15
15	その他留意事項	15
16	添付資料・様式	15
17	問合せ先	16

【巻末資料】（宮崎県総合運動公園有料公園施設概要）

- 資料① 施設別利用者数及び利用料推移
 - 資料② 施設配置図等
 - 資料③ 関係法令一覧等
 - 資料④ 個人情報取扱特記事項
 - 資料⑤ 宮崎県職員公益通報制度実施要綱
- 【様式一覧】

指定管理者募集要領

1 指定管理者制度について

公の施設の管理については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、宮崎県では、「宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設」（以下「県スポーツ施設」という。）の管理運営について、平成18年4月から同制度を導入しておりますが、令和6年度をもって今期の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第4条、都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の2の規定に基づき、第6期となる令和7年4月からの指定管理者を募集します。

2 施設の概要

以下の施設を一括して募集します。

(1) 宮崎県体育館

名称	宮崎県体育館
目的	置県80周年を記念し、総合体育施設建設計画の一環として建設された県立の体育館であり、全国レベルのスポーツ大会に使用される等、本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。
所在地	宮崎市宮崎駅東2丁目4番1
設置	昭和43年6月
併用開始	昭和43年7月
施設構造	本館：鉄筋コンクリート造り 2階建一部3階建 別館：鉄筋コンクリート造り 一部鉄骨2階建
施設面積	延床面積：7,222.94㎡（建築面積：4,678.81㎡） 敷地面積：15,975.73㎡
主な施設	《本館》 本館競技場、ステージ、貴賓室、会議室、控室、観覧席 《別館》 別館第一競技場、別館第二競技場、別館第三競技場 《屋外人工登はん壁》 《屋内人工登はん壁》 《外構》 駐車場、植栽、照明施設、石庭、国旗掲揚柱、時計台 《利用者施設》 トイレ、更衣室（シャワー室）、救護室、玄関ホール、給湯室 《管理施設》 事務室、倉庫、地下倉庫（機械室・電気室）、器具庫、放送室 《附帯設備》 照明器具、吊り物・ボーダライト、下駄箱

(2) 宮崎県ライフル射撃競技場

名 称	宮崎県ライフル射撃競技場
目 的	本県のライフル射撃競技の競技力向上の中核を担うとともに、ライフル射撃競技の普及振興を図ることを目的として、昭和54年宮崎国体開催会場の一環として建設。令和9年に本県で開催予定の国民スポーツ大会の会場として、また、国民スポーツ大会に向けた競技力向上の中核施設としての機能を有する施設へ全面改修を行っており、令和7年3月に完成予定である。なお、全国レベルのライフル射撃競技大会が可能な県内唯一の施設である。
所在地	宮崎市田野町乙4765番地の1
設 置	昭和53年8月
併用開始	昭和54年10月（改修後：令和7年4月予定）
設置構造	鉄筋コンクリート造り 2階建て
設置面積	延床面積：1,724.66㎡（建築面積：905.46㎡） 敷地面積：7,544.53㎡（設計図面上の予定）
主な施設	<p>《スモールボアライフル射撃場》 日本ライフル射撃協会公認射撃場 50m×24.9m Ⅰ 屋根付射座式 14射座 Ⅱ 弾道部（芝） Ⅲ 標的（屋根付）</p> <p>《エアライフル射撃場》 日本ライフル射撃協会公認射撃場 Ⅰ 屋内覆道式 27射座</p> <p>《利用者施設》 駐車場、トイレ、エレベーター、会議室、銃器保管庫、更衣室、銃器手入れ室、ほか</p> <p>《管理施設》 管理室、倉庫</p>

(3) 宮崎県総合運動公園有料公園施設

名 称	宮崎県総合運動公園有料公園施設
目 的	置県80周年を記念し、「緑の中のスポーツ公園」として建設された総合体育施設であり、種全国レベルのスポーツ大会や国際大会など「競技スポーツの拠点」、県民の体力向上のための「生涯スポーツの拠点」、及びスポーツキャンプやスポーツイベント等のための「スポーツを通じた経済活性化を担う中核施設」としての役割を担い、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。
所在地	宮崎市大字熊野1443番地12 ほか
設 置	昭和46年3月（施設：軟式野球場、運動広場）
併用開始	昭和46年8月（施設：軟式野球場、運動広場）
対象施設	記載順は都市公園条例第9条有料公園施設の表によります。 なお詳細は、巻末資料を参照してください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 軟式野球場（A・B） (2) 運動広場（東・西） (3) サッカー場 (4) ラグビー場 (5) 補助球技場 (6) 陸上競技場 (7) 第二陸上競技場（投てき場を含む） (8) 第三競技場 (9) 庭球場 (10) 合宿所 (11) トレーニング場 (12) 第二トレーニング場 (13) ゲートボール場 (14) 屋内練習場 (15) 自転車競技場 (16) 武道館 (17) 硬式野球場（サンマリスタジアム宮崎） (18) 第二硬式野球場（ひむかスタジアム） (19) 屋内運動場（木の花ドーム） (20) 屋内走路 (21) 駐車場 ※ 器具庫、投球練習場、野球練習場、屋内投球練習場、補助グラウンドも含まれます。

※庭球場の取扱い

庭球場は、管理の対象施設ではありますが、現在、大規模改修のための設計段階であることから、維持管理に係る経費及び利用料金収入見込額の設定は指定管理期間開始後となります。

そのため、指定管理料の提案額には、庭球場に係る費用等は含めないでください（令和6年6月時点での完成予定図等は、別添「資料② 施設配置図等」のとおり）。

令和7年10月に屋外コートの一部を、令和8年4月に全面を供用開始する予定であることから、指定管理開始後に協議の上、別途協定となります。

3 指定管理者が行う管理の基準

(1) 基本方針

宮崎県体育館は本県の競技力向上及び県民スポーツの普及振興の拠点として、宮崎県ライフル射撃競技場は、本県のライフル射撃競技の競技力向上及び普及振興の拠点として、また宮崎県総合運動公園は、都市公園法に基づいたうるおいとやすらぎの場としての公園であるとともに、アマチュアスポーツや県民スポーツの振興拠点としての2つの機能を併せもつ「緑の中のスポーツ公園」として広く県民に親しまれ、プロや社会人、大学などのキャンプや全国規模のスポーツ大会が開催されるなど、「スポーツランドみやざき」の核となる施設としても運営されており、現在、プロスポーツキャンプ数日本一などを掲げた日本一挑戦プロジェクトにて、キャンプ受入れのためのハード、ソフト両面から整備を進めております。

また、ライフル射撃競技場は県内唯一の公認射撃競技場として、全国レベルの競技大会にも利用されています。

さらに、子どもの体力や運動能力の低下、県民の多様化するライフスタイルや価値観の変化等の社会環境の変化に、今後の確に対応する管理運営が必要とされています。

このような点を踏まえ、下記の方針に基づき、県スポーツ施設の管理運営を行うものとします。

- ア 全国レベルの競技大会等の利用に対応可能な、受入・実施体制やプロ野球・Jリーグ・リーグワンなどのキャンプ受入れを考慮した円滑な運営と適切な維持保全等の管理運営を確保する必要があります。
- イ 県教育委員会やスポーツ関係機関・団体等との連携を深め、本県競技力の向上、スポーツの普及振興を図るとともに、コスト削減にも努めるものとします。
- ウ 関係法令等を遵守するとともに、県民の平等な利用を確保し、サービスの向上に努めるものとします。
- エ 広く県民に利用される施設とするため、利用の促進に努めるものとします。

(2) 開館時間、休館日等

宮崎県体育館管理規則、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則（以下「管理規則」という。）及び都市公園条例施行規則（以下「施行規則」という。）の規定に従うこととします。

(3) 関係法令の遵守

指定管理者が行う管理業務（以下「管理業務」という。）については、以下の法令等を遵守する必要があります。

- ア 教育関係の公の施設に関する条例、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園条例、その他施設の管理運営に関する県の条例、規則及び諸規程
- イ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）等の行政関係法令
- ウ 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係法令
- エ 消防法（昭和23年法律第186号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、水道法（昭和32年法律第177号）、その他施設・設備の維持管理、保守点検等に関する法令
- オ 宮崎県行政手続条例（平成7年宮崎県条例第29号）
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、宮崎県行政手続条例が適用されるので留意すること。
- カ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）その他情報公開に関する法律
- キ 行政不服審査法（平成26年法律第68号）、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）
指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができることを処分の相手方に教示すること。
- ク 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年3月10日法律第6号）等その他関係法令

(4) 個人情報の保護

管理業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たり、個人情報の保護に関する法律のほか別途協定書で定める個人情報取扱特記事項（資料4）を遵守する必要があります。

(5) 守秘義務の遵守

管理業務に関し知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはいけません。

また、指定期間終了後の場合も同様の取扱いとします。

なお、管理業務の一部を第三者に委託等した場合、当該第三者に対しても同等の義務を負わさなければならないことに留意してください。

(6) 情報公開への対応

宮崎県情報公開条例の規定に基づき、施設の管理に関して保有する情報の公開に努める必要があります。

(7) 公益通報制度への対応

宮崎県教育委員会職員公益通報制度実施要綱（資料5）の規定に基づき、指定管理者並びにその従事者もその通報をし、又はされる対象者となります。

(8) 業務の包括的第三者委託の禁止

施設の管理業務を包括的に第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、県教育委員会の承諾を受けて委託し、請け負わせることができます。

なお、委託し、請け負わせることができる第三者は、個人の場合は本人、団体の場合は役員又は経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者以外の者とします。

(9) 利用者に対する適切なサービスの提供

県スポーツ施設の平等な利用や快適で安全な施設の維持保全等を確保することにより、利用者に対する適切なサービスの提供を行ってください。

(10) 運営体制

管理業務を遂行するにあたっては、次に掲げる資格を有する人員を配置する必要があります。

ア 宮崎県体育館

甲種防火管理者の資格を有すること。

※ 体育施設管理士、乙種第四類危険物取扱者の資格については、配置することが望ましい。

イ 宮崎県ライフル射撃競技場

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の2第1項に基づく指定射撃場の指定を受けていることから、同項に規定する内閣府令で定める基準に適合する管理者を指定管理者の従事者の中から配置するものとし、同基準に適合した管理を行うこと。

ウ 宮崎県総合運動公園有料公園施設

① 甲種防火管理者の資格を有すること。

② 乙種第四類危険物取扱者の資格を有すること。

③ 食品衛生責任者の資格を有すること。

④ その他

a 体育施設管理士、トレーニング指導士、浴室衛生管理責任者、客室衛生管理責任者、各種スポーツ指導員等の資格については、資格保有者を配置することが望ましい。

b 各競技場における開催可能な各種競技についての知識を有すること。

(11) その他

- ア 指定管理者が行う管理業務の詳細については、別添の基準書のとおりとします。
- イ 指定管理者指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、現在管理運営を行っている職員の活用について提案を行うことも可能です。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の利用に関する業務

- ア 県スポーツ施設における利用の受付、調整、対応に関する業務
- イ 県スポーツ施設の利用許可に関する業務
- ウ 県スポーツ施設の利用料金に関する業務
- エ 県スポーツ施設の設備器具の利用に関する業務

(2) 施設の維持及び保全に関する業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 機材保守管理業務
- エ 修繕業務
- オ 清掃業務
- カ 備品管理業務
- キ フィールド保守管理業務
- ク 駐車場管理業務
- ケ 保安警備業務

(3) その他施設の管理運営に関して県教育委員会が必要と認める業務

- ア 競技団体、プロスポーツチーム及び関係機関との連絡調整に関する業務
- イ 緊急時の対応に関する業務
- ウ 利用者の意見等の把握に関する業務
- エ 自主事業の実施に関する業務
- オ 広報に関する業務

(4) 留意事項

宮崎県総合運動公園のうち宮崎県県土整備部が募集する有料公園施設以外を管理することとなる指定管理者との連携を十分に図ってください。なお詳細については、協定にて定めることとします。
また、施設のネーミングライツ・スポンサーとの連携も別に定めることとします。

5 指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とします。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときには、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

6 経理に関する事項

(1) 管理に要する経費

管理業務のうち自主事業の実施に関する業務以外の業務（以下「本業務」という。）に要する経費は、県から支払う指定管理料及び利用料金収入により賄うこととします。

ア 指定管理料

以下に定める基準価格の範囲内で、申請者から各年度の金額の提案を求めます。
なお、指定管理料の具体額は、提案された金額に基づき、指定管理者と県教育委員会が協議の上、協定書の中で定めます。

基準価格	年額（R7）	440,501千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）
	年額（R8）	446,136千円（同 上）
	総額（2年間）	886,637千円（同 上）

※この基準価格には、庭球場に係る費用等は含まれておりません。

イ 指定管理料の返還

指定管理料には以下の経費を計上していますが、計上している金額に満たない場合は、その差額を県に返還することになります。

- ・施設修繕費 年額 39,930千円(消費税及び地方消費税(10%)を含む。)

ウ 利用料金収入

県スポーツ施設に係る利用料金は、指定管理者が自らの収入として収受することとします。ただし、単年度の当該収入が基準額(年間113,654千円)を上回った場合、その2分の1相当額を県に納入していただきます。

指定管理者は、教育関係の公の施設に関する条例や都市公園条例に定める額の範囲内で、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて利用料金を定めることができます。

エ 利用料金の減免

都市公園条例や有料公園施設利用料金減免取扱要領等に基づき、利用料金を減免するものとします。

そのほか、指定管理者は、公益上その他特別な事由がある場合に限り、県教育委員会の承認を得て、利用料金を減免することができます。

ただし、いずれの場合も減免額相当分は県からは補填しませんので、事業計画書(収支計画)作成にあたっては御注意ください。

- ※ 令和5年度に減免した実績 946件 134,468,730円

オ 自主事業による収入

指定管理者は自主事業を行うことにより収入を得ることができます。指定管理者が、自主事業を実施する場合には、本業務の会計と別立てにし、自主事業の事業計画を設定して、あらかじめ県教育委員会の承認を得て開始してください。

なお、指定管理者が施設を利用して自主事業を行う場合は、指定管理者に利用料金が発生しますので、当該利用料金については、相殺等を行うことなく、自主事業の会計から支出し、本業務の利用料金の収入として収受してください。

また、自主事業の採算が取れない場合でも、本業務に影響がないような対策を講じてください。

カ 区分会計の独立と管理口座

本業務に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等、自主事業等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくこととなります。

キ 公租公課、保険

① 公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税などが課税される場合があります。申請者は、必要に応じて、管轄の市町村、税務署等の関係機関にお問い合わせください。

② 保険

県所有の施設に係る火災保険の経費は、宮崎県の負担とします。

なお、指定管理者には、以下に示す指定管理者の帰責事由に基づく賠償に必要な保険の経費を負担していただきます。

- a 施設損害賠償責任保険
- b 生産物賠償責任保険
- c 自転車総合保険 等

ク 維持管理費等

維持管理に伴う物品購入等は、原則として指定管理者の負担において行うこととします。施設や設備器具の修繕等は、1件あたり50万円(消費税及び地方消費税を含まない金額)を上限とする小規模なものは、指定管理者の負担で実施することとします。ただし、県が特別の事情があると認めた場合については、別途協議の上、実施するものとします。

ケ 備品整備

県教育委員会が所有する備品については無償で貸し付けます。ただし、現指定管理者が所有する備品の譲受、その他必要な備品の整備については、指定管理者の負担とします。

コ 利用実績と収入状況

令和2年度から令和5年度までの施設別利用者数と年度別収入状況については、資料1のとおりです。収支予算書作成における参考資料としてください。

7 募集に関する事項

(1) 募集要領の配布

ア 配布期間・時間

令和6年7月4日（木）から9月5日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

県教育庁スポーツ振興課（県庁3号館5階）
〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号
電話：0985-26-7247

ウ その他

募集に関する情報は、県のホームページからダウンロードすることも可能です。

(2) 現地説明会の開催

ア 開催日時

令和6年7月16日（火） 午前10時00分から

イ 開催場所

集合時間	集合場所	説明会場	集合場所の住所
午前10時	宮崎県体育館本館 会議室	宮崎県体育館	宮崎市宮崎駅東2丁目 4-1
午後1時30分	宮崎県総合運動公園 武道館ロビー	宮崎県総合運動公園 有料公園施設	宮崎市大字熊野220 6-1

ウ 説明内容

施設の概要、管理の方針、業務の内容 等

エ 参加人数

各団体5名以内とします。ただし、複数団体が共同で応募を予定している場合は、1つの団体とみなします。

オ 参加申込方法

現地説明会参加申込書【様式第1号】に必要事項を記入の上、県教育庁スポーツ振興課まで郵送、FAX又は電子メールにて7月10日（水）までに提出してください。

カ 注意事項

- ① 当日は、募集要領、管理運営基準書等の資料は配付しませんので、必要書類は必ず御持参ください。
- ② 参加いただいた団体の名称については、公表する場合があります。差し支えがある場合は、事前に申し出てください。
- ③ 現地説明会以外の日の案内や説明には一切応じません。また、説明会場での施設職員への直接の質問、事務室内の書類の撮影、記録は禁止します（これらの行為が認められた場合は失格となります）。

(3) 質問事項の対応

募集要領の内容等に関する質問事項について次のとおり対応します。

ア 受付期間

令和6年7月4日（木）から8月5日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付方法

質問書【様式第2号】により、郵送、FAX又は電子メールで提出してください。口頭、電話による質問及び質問書の受付期間終了後の質問は受け付けません。

ウ 回答方法

質問者及び現地説明会参加者全員に、FAX又は電子メールにより、随時回答します（質問・回答内容は、県ホームページにより公表します。）。

8 申請に関する事項

(1) 申請者の資格要件

指定管理者の申請資格を有するのは、次に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体である必要があります。

- ア 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- エ 宮崎県から地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- カ 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- キ 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ク 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 複数の団体による共同申請（グループ申請）

複数の団体でグループを構成して申請（以下「グループ申請」という。）する場合、次の事項について留意してください。

- ア 適切なグループの名称を設定し、代表となる団体又は代表者を選出する必要があります。なお、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
- イ 代表となる団体は（1）ア～クの要件を、その他の構成団体は（1）イ～クの要件を満たす必要があります。
- ウ グループの構成団体は、別のグループ申請の構成団体となること又は単独で申請することはできません。
- エ グループ申請の場合は追加資料があります。グループを構成する理由・必要性やグループ内における業務分担等について明記してください。

(3) 申請手続

ア 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の書類を提出してください。

なお、グループ応募の場合、定款や決算書類等の個別の団体に関する書類は、構成する全ての団体のものがが必要です。

- ① 指定管理者指定申請書【様式第3号】
- ② 事業計画書【様式第4-1号～様式第4-6号】
 - ※ 事業計画書に付随する附属書類、管理運営に係る収支予算書（別紙1）及び自主事業に係る収支予算書（別紙2）も提出してください。
 - ※ 事業計画書は、総計80ページ以内で作成してください。
- ③ 定款、規約又はこれらに準ずる書類

- ④ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
- ⑤ 法人以外の団体にあつては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- ⑥ 直近3事業年度分の決算書類（事業報告書、損益計算書、貸借対照表及び財産目録。これらが無い場合は、これらに準ずる書類）
 - * 新たに設立する又は設立初年度の団体にあつては、収支予算書又はこれに類する書類に代えてください。
 - * 設立2年目の団体にあつては前事業年度に係る決算書類、3年目の団体にあつては前事業年度及び前々事業年度に係る決算書類を提出してください。
- ⑦ 団体の概要及び業務内容、実績等が確認できる書類（団体の概要及び業務内容、実績等【様式第5号】）
- ⑧ 国税及び地方税に関する納税証明書（未納がないことの証明書）（過去1年分）
 - * 新たに設立する団体及び設立初年度の団体にあつては、不要です。
- ⑨ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書【様式第6号】
- ⑩ 誓約書【様式第7号】
- ⑪ 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類（役員の氏名・住所等一覧表【様式第8号】）

（グループ申請の場合の追加書類）

- ⑫ グループ構成団体一覧表【様式第9号】
- ⑬ グループ応募届【様式第10号】
- ⑭ グループ協定書【様式第11号】

注）個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書【様式第6号】については、申請書に添付がなければ申請を受け付けることはできませんが、その記載内容（実施状況等）については、審査における配点の対象外です。

イ 提出部数

正本1部 副本9部（副本は複写可）

* 副本は、製本やホチキス留めは行わないでください。

ウ 受付期間・時間

令和6年8月5日（月）から令和6年9月5日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

エ 提出方法・場所

持参又は郵送（書留郵便により受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと）により以下の場所に提出してください。

宮崎県教育庁スポーツ振興課（県庁4号館3階）

〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号

オ 留意事項

- ① 申請書類は、日本工業規格のA4サイズとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- ② 申請に際して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。
- ③ 提出された申請書類は原則として返却いたしません。
- ④ 提出された申請書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ⑤ 提出後の申請書類の訂正及び差し替えは原則として認めません。ただし、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- ⑥ 申請書類提出後に辞退する場合は、辞退届【様式第12号】を提出してください。
- ⑦ 申請書類は、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、個人に関する情報又は団体の正当な利益を害するおそれのある情報等を除き、開示の対象になることがあります。
- ⑧ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の選定の公表その他必要な場合には、一部又は全部を無償により、申請者の許諾無しで使用できるものとします。
- ⑨ 申請書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

9 指定管理候補者の選定に関する事項

指定管理候補者の選定を公平かつ適正に実施するため、次のとおり審査を行い、最も優れた申請者を選定します。

(1) 審査・選定方法

ア 書類審査

申請書類により、8(1)で示した資格要件の適合、その他の形式的要件について書類審査を行います。

審査結果については、速やかに、申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

イ 宮崎県スポーツ施設指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査

選定委員会は、以下の委員により構成します。

役職	氏名	所属・役職
委員長	三輪 佳見	宮崎大学教育学研究科教授（学識者）
委員	岡本 真奈美	宮崎県スポーツ推進委員協議会会長（有識者）
委員	小林 真美	宮崎県パラスポーツ指導者協議会会長（利用者）
委員	柳田 和洋	宮崎県サッカー協会専務理事（利用者）
委員	永野 正規	公認会計士（財務）

選定委員会においては、書類審査を通過した申請者に対し、プレゼンテーションやヒアリングを実施し、9(2)～(4)に示す選定基準等に基づき審査します。

審査の具体的な実施日時、場所、方法等については、別途申請者に通知します。

ウ 宮崎県スポーツ施設指定管理候補者選定会議（以下「選定会議」という。）による確認

選定会議は、以下の委員により構成します。

役職	所属・役職
議長	県教育委員会教育長
副議長	県教育庁副教育長
委員	県教育庁教育政策課長
委員	県教育庁スポーツ振興課長
委員	県総務部人事課行政改革推進室長

選定会議では、選定委員会の審査結果を、県教育庁スポーツ振興課において9(2)～(4)に示す選定基準等に基づき評価した結果と照らし合わせ、候補者案が異なっていないかの確認を行います。

エ 指定管理候補者の選定、公表

知事の決裁により、指定管理候補者を選定します。

結果については、指定管理候補者選定後速やかに、選定委員会に参加した申請者（グループ申請の場合は代表者のみ）全てに通知します。

また、県ホームページにおいても、申請者名や審査結果等の概要を公表します。

なお、宮崎県情報公開条例の規定に基づく開示請求により、申請者ごとの得点状況、審査概要等について開示する場合があります。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、以下に示す選定基準に基づき行います。

ア 住民の平等な利用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

エ 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。

オ 施設の管理運営に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

(3) 審査項目・配点

(2)の選定基準をもとに、以下に示す審査項目、配点により審査します。

なお、申請者から提出された事業計画書等を審査した結果、最高得点を得た団体が複数存在し、その評価が同一水準である場合は、指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額が最低の団体を優先して選定します。

選定基準	審査項目	配点
① 住民の平等な利用の確保	施設運営に関する基本方針 県が示した管理の基準に対する理解及び対応	10
② 公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画	利用者サービスの向上及び利用者増への取組に関する提案 利用者満足度把握や苦情・要望対応、運営改善への反映 施設の設置目的の理解と課題の認識 指定管理者の業務に対する意欲 施設等の維持管理の適格性 その他（施設の効用の発揮に対する提案等）	34
③ 経費の縮減等	指定期間内に県が支払う指定管理料の提案額 業務遂行のための適切な経費の積算 管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案	8
④ 事業計画を着実に実施するための管理運営能力	必要な体制の確保（適正な組織、人員配置、責任体制） 職員の能力育成（研修体制） 継続的に安定した運営が可能な財政的基盤（経営状況） 過去の類似事業の実績、評価 リスク管理の具体的な対応策 事業計画及び収支計画の具体性、適格性、実現可能性 競技団体やプロスポーツチーム、関係機関等との連携の確保 個人情報保護への対応、情報公開への対応 事故・災害等への対応（安全管理、危機管理体制の確立）	42
⑤ 地域への貢献等	環境保全への対応 地域経済への配慮	6
合計		100

(4) 最低基準点の設定

指定管理候補者として選定されるための最低基準点を、以下のとおり設定します。

○ 選定委員会：全委員の合計点数の100分の60以上の得点を得ること。

○ 選定会議：総配点の100分の60以上の得点を得ること。

これにより、最高得点の申請者であっても、最低基準点に満たない場合、指定管理候補者として選定されない場合があります。

この場合、以下のいずれかの方法により改めて候補者を選定することとします。

- ・ 再公募を行う。
- ・ 申請者から改めて事業計画書を提出していただき、それに基づき審査・選定する。
- ・ 最高得点の申請者を、事業計画内容の改善を条件に認める。

(5) 選定対象の除外等

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定管理候補者の選定の対象から除外します。

また、指定管理者の指定後に次のいずれかに該当することが明らかになった場合には、指定の取消しを行います。

- ① 複数の事業計画書を提出したとき。
- ② 選定委員会の委員、当該事務に関係する県職員に個別に接触したとき。
- ③ 申請書類等の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 県が支払う指定管理料について、県が示す基準価格を超える提示をしたとき。
- ⑤ その他、募集・選定等に当たり不正な行為があったと県が認めたとき。

10 指定管理者の指定及び協定の締結に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理候補者は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宮崎県議会の議決を経て、指定管理者として指定し、その旨を告示する予定です。

なお、正式に指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理候補者に事故がある場合等は、選定されなかった申請者のうちから指定管理候補者を選定する場合があります。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定の後、県教育委員会と指定管理者は双方協議の上で、指定管理業務に関し、指定期間中の基本的事項を定めた「基本協定」と年度ごとの「年度協定」を締結します。

また、協定に定める事項について疑義が生じた場合又は協定に定めのない事項については、県教育委員会と指定管理者が協議の上で定めることとします。

基本協定の主な内容は、以下のとおりです。

- ア 指定管理者が行う管理業務の範囲の詳細に関する事項
- イ 指定管理者が行う管理業務の実施の詳細に関する事項
- ウ 県が支払う指定管理料に関する事項
- エ 利用料金（納付金）に関する事項
- オ リスク管理、責任分担等の詳細に関する事項
- カ 連絡体制、随時の報告、実地調査、利用者満足度調査等に関する事項
- キ 指定の取消し等に関する事項
- ク 管理業務の引継ぎ等に関する事項
- ケ 個人情報の保護、情報公開に関する事項
- コ 協定の変更に関する事項
- サ その他施設の状況に応じて必要な事項

指定管理者が指定後、協定の締結までの間に次に示す事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1.1 リスク管理、責任分担に関する事項

県教育委員会と指定管理者のリスク管理、責任分担は、原則として次の表のとおりとします。なお、詳細については、県教育委員会と指定管理者が締結する協定で定めることとします。

また、指定管理者が負担すべき事項について、県教育委員会が特別の事情があると認めた場合は、その一部を免除することができることもあります。

項目	想定される内容等	負担者	
		県	指定管理者
① 施設、設備、備品等の損傷	指定管理者による管理の瑕疵によるもの		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で小規模なもの（1件あたり50万円以下のもの）		○
	第三者の行為、経年劣化等による損傷等で大規模なもの（1件あたり50万円を超えるもの）	○	
	施設の設定に関する瑕疵によるもの	○	
② 管理、運営に係る事故による第三者への損害賠償	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設の設定に関する瑕疵によるもの	○	
③ 不可抗力への対応	不可抗力（暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり、落盤・火災・騒乱・暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する小規模な施設修繕（1件あたり50万円以下のもの）		○
	不可抗力（暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり、落盤・火災・騒乱・暴動その他の自然的又は人為的な現象）に起因する大規模な施設修繕（1件あたり50万円を超えるもの）、事業中断等による経費増	○	
	不可抗力に伴う、あらかじめ定められた管理業務以外に発生した業務に係るもの（事業中断等による経費増を含む）	△	
	ヒトや動物への感染症・伝染病に起因する防疫対策や施設保全等に要する費用		○
④ 物価・金利・税制リスク	物価変動、金利変動、税制の変更による管理運営経費の増		○
⑤ 法令等リスク	法制度の改正、政治、行政的理由から、管理、運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費増など	○	
⑥ 事業終了時リスク	指定期間が終了した場合、又は指定期間途中で指定取消を受けた場合における撤収・施設等の原状回復・引継に要する費用		○

※ 表中の50万円は消費税及び地方消費税を含まない金額です。また負担者が県の場合は発注から県が行います。

※ △は別途、県教育委員会との協議が必要となります。

1.2 業務の引継に関する事項

(1) 現在の指定管理者からの引継

指定を受けた後、次期指定期間当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、現在の指定管理者から十分な事務引継等を行っていただきます。

また、指定期間前に事務引継等に要した費用は全て新たな指定管理者の負担とします。

(2) 指定期間満了時の次期指定管理者への引継

指定期間が満了したとき（継続して指定管理者に指定された場合を除く。）又は指定が取り消されたとき等は、施設・設備等の原状回復、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しとともに、県教育委員会や次期指定管理者に十分な事務引継等を行っていただきます。

1 3 管理運営状況の把握等に関する事項

県教育委員会は、施設の適正な管理運営の確保等に努めるため、指定管理者に対し定期的に業務の実施状況や施設利用・収支状況等の報告を求めるとともに、実地調査を行うなど施設の管理運営状況の十分な把握に努めることとします。

なお、各施設の管理運営状況（施設利用・収支状況等）は、県ホームページで毎年公表しています。

また、指定管理者は、県民サービスの向上に資するために、意見箱の設置、アンケートの実施等により利用者の満足度や意見・苦情等を把握し、その結果を業務改善の反映に積極的に取り入れるよう努めるものとします。

県教育委員会では、指定管理者の業務が、管理の基準等を満たしていないと判断した場合、指定管理者に対し、必要な改善措置を講じるよう通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

※ 指定管理者が行う管理業務に係る出納関連事務については、「県監査委員監査」「包括外部監査」など、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項及び第252条の42第1項の規定により、監査の対象となることがあります。

1 4 業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、県教育委員会は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

また、これにより県教育委員会に生じた損害については、指定管理者は賠償するとともに、次期指定管理者が円滑な業務遂行ができるよう十分な事務引継等を行っていただく必要があります。

(2) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

天災、事故等の不可抗力その他県教育委員会及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否等について、県教育委員会と指定管理者の間で協議を行うこととします。

1 5 その他留意事項

公の施設の管理者であることに鑑み、審査項目に掲げる視点で積極的な提案を行うほか、指定期間中の運営においても、適切な管理運営体制の確保や県民サービスの向上に努めてください。

1 6 添付資料・様式

資料① 令和2年度から令和5年度までの施設別利用状況及び利用料推移

資料② 施設配置図等

資料③ 関係法令一覧等

資料④ 個人情報取扱特記事項

資料⑤ 宮崎県職員公益通報制度実施要綱

(1) 現地説明会参加申込書【様式第1号】

(2) 質問書【様式第2号】

(3) 指定管理者指定申請書【様式第3号】

(4) 事業計画書（総括票）【様式第4-1号】

(5) 事業計画書（提案事項1）【様式第4-2号】

(6) 事業計画書（提案事項2）【様式第4-3号】

(7) 事業計画書（提案事項3）【様式第4-4号】

(8) 事業計画書（提案事項4）【様式第4-5号】

(9) 事業計画書（提案事項5）【様式第4-6号】

(10) 団体の概要及び業務内容、実績等【様式第5号】

(11) 個人住民税の特別徴収実施確認・開始契約書【様式第6号】

(12) 誓約書【様式第7号】

(13) 役員の氏名・住所等一覧表【様式第8号】

(14) グループ構成団体一覧表【様式第9号】

(15) グループ応募届【様式第10号】

(16) グループ協定書【様式第11号】

(17) 辞退届【様式第12号】

- (18) 管理運営に係る収支予算書（別紙1）
- (19) 自主事業に係る収支予算書（別紙2）
- (20) 施設別維持管理計画表

17 問合せ先

〒880-8502 宮崎市橋通東1丁目9番10号
 宮崎県教育庁スポーツ振興課 管理担当
 電話 0985-26-7247
 FAX 0985-26-7339
 E-mail ky-sports-shinko@pref.miyazaki.lg.jp

巻末資料 （宮崎県総合運動公園有料公園施設概要）

(1) 軟式野球場（A・B）

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1143番地12
- ② 設置年月 昭和46年 3月
- ③ 施設構造
 - 内野 : 黒土
 - 外野 : 芝
 - 放送席 : 鉄筋コンクリート造 (A)
 - ダッグアウト : 鉄筋コンクリート造 (A) 鉄骨造 (B)
 - 更衣室 : 鉄筋コンクリート造 (A)
 - 内野スタンド : 屋根付き鉄筋コンクリート造
- ④ 施設面積
 - 敷地面積 : 13,620㎡ (A)
10,394㎡ (B)
 - 競技場面積 : 13,620㎡ (A)
10,394 (B)㎡
 - 観客席数 : 各2,000人
- ⑤ 主な施設 フィールド、観客席、更衣室 (A)、ダッグアウト、倉庫ほか

(2) 運動広場（東・西）

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1143番地12
- ② 設置年月 昭和46年 3月
- ③ 施設構造
 - フィールド : 芝 (ティフトン)
※一部ソフトボール内野ABCDはマサ土
 - トイレ : 鉄筋コンクリート
 - 更衣室 : 鉄筋コンクリート
 - 倉庫 : 鉄骨造
- ④ 施設面積
 - 敷地面積 : 31,900㎡
 - 競技場面積 : 29,000㎡ (14,500㎡×2面)
 - 観客席数 : 3,000人
- ⑤ 主な施設 フィールド、ベンチ、更衣室、シャワー室、トイレ、倉庫ほか

(3) サッカー場

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 昭和47年 3月
- ③ 施設構造
 - トラック : タータン
 - フィールド : 芝 (ティフトン)
 - メインスタンド : 土盛コンクリート張
 - バック、サイドスタンド : 土盛張芝
 - 更衣室・シャワー室・倉庫 : 鉄筋コンクリート造
 - 器具庫 : 鉄筋スレート造
- ⑤ 施設面積
 - 敷地面積 : 21,000㎡
 - 競技場面積 : 19,483㎡
 - 観客席数 : メインスタンド (1,500人)
バック芝スタンド (2,100人)
- ⑥ 主な施設 トラック、フィールド、観客席、シャワー室、更衣室、トイレ
倉庫 (陸上用)、器具倉庫 (サッカー・ラグビー用) ほか

(4) ラグビー場

- ① 所在地 宮崎市大字熊野 1 1 4 3 番地 1 2
② 設置年月 昭和 4 7 年 3 月
③ 施設構造 フィールド : 芝 (ティフトン)
メインスタンド : 土盛コンクリート張
バック、サイドスタンド : 土盛張芝
更衣室・シャワー室 : 鉄筋コンクリート造
トイレ : 鉄筋コンクリート造
⑤ 施設面積 敷地面積 : 1 7, 1 5 7 m²
競技場面積 : 1 3, 0 0 0 m²
観客席数 : 4, 5 0 0 人
⑥ 主な施設 フィールド、観客席、シャワー室、更衣室、トイレ ほか

(5) 補助球技場

- ① 所在地 宮崎市大字熊野 1 4 4 3 番地 1 2
② 設置年月 昭和 4 7 年 3 月
③ 施設構造 フィールド : 人工芝 (平成 2 6 年度工事)
④ 施設面積 敷地面積 : 1 0, 0 9 2 m²
競技場面積 : 1 0, 0 8 0 m²
⑤ 主な施設 フィールド、ナイター照明 (照明塔 8 基)

(6) 陸上競技場

- ① 所在地 宮崎市大字熊野 1 1 4 3 番地 1 2
② 設置年月 昭和 4 8 年 1 2 月
③ 施設構造 トラック : 全天候型舗装 (ウレタントッピング)
フィールド : 芝 (ティフトン)
正面スタンド及び附属建物 : 鉄筋コンクリート造 4 階建
サイド及びバックスタンド : 土盛張芝
④ 施設面積 敷地面積 : 3 2, 1 1 4 m²
競技場面積 : 1 9, 0 0 0 m²
(うち、トラック内フィールド 7, 2 1 0 m²)
観客席数 : 2 0, 0 0 0 人
⑤ 主な施設 トラック、フィールド、観客席、事務室、応接室、役員室、会議室、貴賓室、前室、医務室、放送室、写真判定室、トイレ、更衣室、シャワー室、ナイター照明 (照明塔 6 基) ほか

(7) 第二陸上競技場

(陸上競技場)

- ① 所在地 宮崎市大字熊野 1 1 4 3 番地 1 2
② 設置年月 昭和 4 8 年 6 月
③ 施設構造 トラック : シンダー舗装 (クレイ)
全天候型舗装 (ウレタントッピング)
フィールド : 芝 (高麗芝)
倉庫 : 鉄筋スレート造
トイレ : 鉄筋コンクリート造
④ 施設面積 敷地面積 : 1 4, 6 8 1 m²
競技場面積 : 1 4, 6 8 1 m²
⑤ 主な施設 トラック、タータン、フィールド、更衣室、トイレ ほか

(投てき場)

- ① 所在地 宮崎市大字熊野 1 1 4 3 - 1 2
② 設置年月 昭和 4 8 年 6 月
③ 施設構造 投てき部 : シンダー舗装 (クレイ)
フィールド : 芝 (高麗芝)
その他 : 全天候型舗装 (槍投助走部)
④ 施設面積 敷地面積 : 8, 2 0 0 m²
競技場面積 : 8, 2 0 0 m²
⑤ 主な施設 フィールド

(8) 第三競技場

「(3) サッカー場」と同じ

(9) 庭球場 ※令和6年6月時点の予定

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 令和6～7年度改修予定
- ③ 施設構造 フィールド : ハードコート (24面、うち6面は屋内)
管理棟 : 鉄筋コンクリート造 3階建
運営棟 : 鉄筋コンクリート造 2階建 (1階吹き抜け)
- ④ 施設面積 敷地面積 : 24,859㎡
競技場面積 : 19,930㎡
観客席数 : 4,500名程度収容
- ⑤ 主な施設 コート、観客席、管理棟、事務室、会議室、更衣室、シャワー室、トイレ、運営棟、倉庫 ほか

(10) 合宿所

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 昭和51年 3月
- ③ 施設構造 鉄筋コンクリート2階建
自転車置き場 : 鉄骨鉄板スレート
物干場 : 鉄骨タキロン
宿泊施設 : 4人部屋×14部屋 (56人収容)
2人部屋×8部屋 (16人収容)
- ④ 施設面積 延床面積 : 1,708.03㎡ (建築面積 : 885.04㎡)
- ⑤ 主な施設 宿泊施設、食堂、浴室、ロビー、談話室、大講義室、講義室、トイレ、事務室、宿直室、ボイラー室、厨房、リネン室、倉庫、自転車置き場、物干場

(11) トレーニング場 (体育館)

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 昭和51年 8月
- ③ 施設構造 鉄筋コンクリート造
フローア : イタヤカエデ (基礎スリーベース)
倉庫 : 鉄筋コンクリート造
トイレ・更衣室 : 鉄筋コンクリート造
- ④ 施設面積 延床面積 : 1,049㎡ (建築面積 : 1,257㎡)
競技場面積 : 968㎡
- ⑤ 主な施設 フローア (バスケットボール1面)、トイレ、更衣室、倉庫 ほか

(ウェイトトレーニング場)

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443-12
- ② 設置年月 昭和51年 8月
- ③ 施設構造 鉄筋コンクリート造
フローア床材 : 弾力カーペット (基礎コンクリート)
- ④ 施設面積 延床面積 : 220㎡ (建築面積 : 240㎡)
- ⑤ 主な施設 フロア、ウェイトリフティング機器 ほか

(12) 第二トレーニング場

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 令和元年10月
- ③ 施設構造 木造平屋建
- ④ 施設面積 延床面積168㎡ (建築面積168㎡)
- ⑤ 主な施設 トレーニング室 (ダンベル、バーベル、パワーラックほか)

(13) ゲートボール場

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 昭和56年 3月
- ③ 施設構造 フィールド : ティフトン芝
休憩室 : 木造平屋建
あずま屋 : コンクリート造
トイレ : 木造
- ④ 施設面積 敷地面積 : 3, 367 m²
競技場面積 : 2, 000 m²
- ⑤ 主な施設 フィールド、休憩室、あずま屋、トイレ

(14) 屋内練習場

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 昭和57年 2月
- ③ 施設構造 主要構造 : 鉄骨スレート
- ④ 施設面積 建築面積 : 2, 986 m²
敷地面積 : 3, 016 m²
競技場面積 : 2, 025 m²
- ⑤ 主な施設 フィールド、投球練習場、更衣室、トイレ、事務室、湯沸室、倉庫、土置き場、電気室、ポンプ室 ほか

(15) 自転車競技場 ※現在改修工事中。令和8年4月利用再開予定。

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 令和7年度中完成予定
- ③ 施設構造 鉄筋コンクリート造 (一部2階建)
- ④ 施設面積 敷地面積 : 23, 000 m²
- ⑤ 主な施設トラック (周長333. 33m)、写真判定室、シャワー室、トイレ、管理室、更衣室、多目的室、倉庫、放送設備 ほか

(16) 武道館

- ① 所在地 宮崎市大字熊野2206-1
- ② 設置年月 平成10年11月
- ③ 施設構造 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造2階建)
- ④ 施設面積 延床面積 : 13, 960 m² (建築面積 : 12, 780 m²)
敷地面積 : 25, 169 m²
競技場面積 : 3, 765 m²
観客席数 : 1, 554席
- ⑤ 主な施設 《主道場》
競技場、ステージ、主催者控室
《主道場観客席》
1階観客席、2階観客席
《柔道場》
競技場、観客席、師範室、研修室
《副道場》
競技場、観客席、師範室、研修室
《剣道場》
競技場、観客席、師範室、研修室
《相撲場》
競技場、観客席、練習場、師範室、研修室
《弓道場 近的》
射場、的場 (安土)、矢道、観客席、師範室、巻わら室
《弓道場 遠的》
射場、的場、矢道、観客席、師範室
《トレーニングルーム》
トレーニングルーム、メディアカルチェックルーム
《会議室》
大会議室、中会議室 (A・B)、小会議室、講師控室
《利用者施設》
貴賓室、トイレ (洗面所)、更衣室 (シャワー室)、救護室

(主道場・管理棟)、コミュニティホール、資料展示コーナー、廊下、瞑想テラス、濡れ縁

《管理施設》

事務室、職員休憩室、宿直室、器具倉庫、機械室、電気室、洗濯室、駐車場、庭園、外構、大手門・塀、電光掲示板ほか

(17) 硬式野球場 (サンマリスタジアム宮崎)

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 平成13年 2月
- ③ 施設構造 主要構造 : 一部プレキャスト
プレストレスト鉄筋コンクリート造
内野2階外野4階
内外野芝、内野混合土、アンツーカー
- ④ 施設面積 延床面積 : 30,973㎡ (建築面積: 15,900㎡)
敷地面積 : 111,950㎡
競技場面積: 14,332㎡
観客席数 : 30,283席
- ⑤ 主な施設 《グラウンド》
《観客席》
《競技者用施設》
ダッグアウト、ロッカー室、ミーティング室、ブルペン、素振り室、監督室、コーチ室、トレーナー室、トレーニング室、控え選手観戦席
《競技運営者用施設》
貴賓室、大会役員室、アナウンス室、公式記録室、審判室、審判控室、キーパー控え室、医務室、チケット売り場
《報道関係者用施設》
記者室、放送室、報道陣控室、カメラマン席
《利用者用施設》
会議室、エントランスホール、1・2Fコンコース、トイレ、展示室
《管理施設》
事務室、設備室、倉庫
《附帯設備》
バックスクリーン、ファウルポール、防護マット、バックネット、掲揚柱
ナイター照明 (照明塔6基)
スコアボード、サブスコアボード (LED表示)
グラウンド音響設備、エレベーター、防球ネット ほか

(18) 第二硬式野球場 (ひむかスタジアム)

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
- ② 設置年月 昭和49年 3月
- ③ 施設構造 鉄筋コンクリート造3階建
グラウンド : 土 芝
スタンド : コンクリート 芝
- ④ 施設面積 敷地面積 : 19,144㎡
競技場面積 : 13,004㎡
観客席数 : 内野席10,000人
外野席5,000人
- ⑤ 主な施設 グラウンド、観客席、更衣室、シャワー室、会議室、審判員室、湯沸室、役員室、記者室、特別室、前室、放送席、室内ブルペン、ダッグアウト、医務室、トイレ、事務室、グラウンドキーパー室、電気室、ポンプ室、倉庫、防球ネット、防風ネット ほか

(19) 屋内運動場（木の花ドーム）

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
② 設置年月 平成16年 3月
③ 施設構造 RC造・S造 屋根架構は木造
アリーナ : ゴムチップ入人工芝
④ 施設面積 延床面積 : 11,463.19㎡
建築面積 : 10,966.32㎡
敷地面積 : 13,160㎡
競技場面積 : 8,886㎡
観客席数 : 800人（ベンチ）
⑥ 主な施設 アリーナ、観客席、控室、会議室、更衣室、シャワー室、ダッグアウト、スコアラー室、トイレ、事務室、放送室、空調機械室、電気室、倉庫、ポンプ室、熱源機械室、器具庫、エレベーター、スコアボード（電光表示）、照明設備、アリーナ空調設備、サッカーゴール、バッティングゲージ、ソフトボール用フェンスほか

(20) 屋内走路

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1143番地12
② 設置年月 令和6年2月
③ 施設構造 走路 : 全天候型舗装（ウレタントッピング）
④ 施設面積 建築面積 : 1,973.28㎡
延床面積 : 1,750㎡
⑤ 主な施設 100・110mハードル兼用走路5レーン、走り幅跳び・三段跳び用走路1レーン、砂場、棒高跳び用突き箱、倉庫、テラス、照明設備、音響設備

(21) 宮崎県総合運動公園駐車場

- ① 所在地 宮崎市大字熊野1443番地12
② 施設構造 アスファルト
③ 収容台数 中央第1駐車場 : 1,122台
中央第2駐車場 : 442台
南第1駐車場 : 444台
南第2駐車場 : 311台
北駐車場 : 1,190台
④ 主な施設 《料金徴収所》
中央第1料金徴収所
中央第2料金徴収所
中央第3料金徴収所
南料金徴収所
サンマリンスタージアム西料金徴収所